

○那須塩原市就学援助費認定交付要綱

平成23年4月28日

教育委員会告示第7号

改正 平成27年2月19日教委告示第4号

平成27年12月25日教委告示第23号

那須塩原市就学援助費認定交付要綱（平成17年那須塩原市教育委員会告示第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な学用品費等を交付するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（平27教委告示23・一部改正）

（定義）

第2条 この告示における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（1） 児童生徒 市内に住所を有する児童生徒及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の規定により市立小中学校に区域外就学する者をいう。

（2） 保護者 児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人）をいう。

（3） 所得 その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村住民税に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）

第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第5項において準用する同条第

1項に規定する長期譲渡所得の金額並びに法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の合計額とする。

(4) 所得基準額 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に定める生活保護基準額を適用し、就学援助費認定台帳により算定した額をいう。なお、算定に用いる適用基準は、教育長が別に定める。

(5) 要保護者 第3条第1号に該当する者をいう。

(6) 準要保護者 第3条第2号から第5号までのいずれかに該当する者をいう。

(7) 就学援助費 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、市が交付する別表第1の交付種目の欄に掲げる費用をいう。

（平27教委告示4・平27教委告示23・一部改正）

（対象者）

第3条 就学援助費の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項及び第2項の規定に該当する保護者

(2) 保護者及び同一の生計を営む者（以下「世帯員」という。）の申請時において算定されている直近の所得の総額（以下「総所得」という。）

が所得基準額未満の保護者

(3) 失業、離婚、世帯主の失踪、事故、災害等を証明する書類を添付し申請した者で、申請月の前3箇月の平均の収入金額に1.2を乗じて得た額

を給与所得の源泉徴収税額の付表を用いて所得に換算した場合に、その額

が所得基準額未満の保護者

(4) 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する保護者

- ア 生活保護法の規定により保護を停止され、又は廃止された者
- イ 地方税法第295条第1項の規定により市町村民税が課されていない者
- ウ 地方税法第323条の規定により市町村民税の減免の措置を受けている者
- エ 地方税法第72条の62の規定により個人の事業税の減免の措置を受けている者
- オ 地方税法第367条の規定により固定資産税の減免の措置を受けている者
- カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条の規定により国民年金の保険料の減免の措置を受けている者
- キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定により保険税の減免又は徴収の猶予の措置を受けている者
- ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定により児童扶養手当を受給している者
- ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている者

(5) その他那須塩原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた保護者

（平27教委告示23・一部改正）

（交付額等）

第4条 就学援助費の交付種目及び対象者については、別表第1のとおりとする。

2 交付額は、毎年度国の定める要保護児童生徒援助費補助金予算単価に準ずるものとし、教育委員会が別に定める額とする。

3 年度途中に入学し、転学し、又は退学した児童生徒の保護者に対する学用品費及び通学用品費は、交付額を12で除した金額に認定月数を乗じた金額とする。

(平27教委告示23・一部改正)

(申請)

第5条 就学援助費の交付を受けようとする者は、就学援助費受給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要事項を記入の上、世帯員の所得を証明する書類及び教育委員会が別に指示する書類を添えて、在学している場合にあっては当該学校長に提出するものとし、就学前である場合にあっては教育委員会に提出するものとする。

2 前項の申請書を収受した学校長は、所見書を付し教育委員会に申請書を提出するものとする。

(平27教委告示23・一部改正)

(認定等)

第6条 教育委員会は、保護者の申請に基づき交付の可否を決定し、その結果を就学援助費交付決定通知書(様式第2号)又は就学援助費不交付通知書(様式第3号)により学校長を経由して申請者に通知しなければならない。

2 教育委員会は、前項において要保護者又は準要保護者を認定した場合には、その氏名を当該学校長へ通知するものとする。

3 認定開始日は、前条で規定する申請書類を提出した日の属する月の1日とする。ただし、翌年度の就学援助費に係る申請に関しては、翌年度の4月1日とする。

4 認定期間は、次の各号のいずれかに該当したときに終了する。

(1) 当該年度が終了したとき。

(2) 那須塩原市立学校を転学し、又は退学したとき。

(3) 就学援助費の交付が不要であると教育委員会が認めたとき。

(平27教委告示4・平27教委告示23・一部改正)

(交付時期等)

第7条 就学援助費の交付時期等については、別表第2のとおりとする。

(事務処理の委任)

第8条 就学援助費の交付を受ける者は、その請求、受領等の権限を学校長に委任するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月28日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の那須塩原市就学援助費認定交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成27年2月19日教委告示第4号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日教委告示第23号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第2条、第4条関係)

(平27教委告示23・全改)

交付種目	対象者
------	-----

1 学用品費及び通学用品費	市内に住所を有する準要保護者
2 新入学用品費	市内に住所を有する準要保護者
3 給食費	市内の小中学校に就学する準要保護者
4 修学旅行費	市内に住所を有する準要保護者又は要保護者
5 校外活動費（宿泊を伴わないもの）	市内に住所を有する準要保護者
6 校外活動費（宿泊を伴うもの）	市内に住所を有する準要保護者
7 医療費	市内の小中学校に就学する準要保護者又は要保護者

別表第2（第7条関係）

交付時期 交付種目	6月	9月	1月
給食費	年額の10分の3に相当する額	年額の10分の4に相当する額	年額の10分の3に相当する額
学用品費 通学用品費 新入学用品費	全額		
別表第1の4から7まで	実績に応じて支給		

就学援助費交付申請書

那須塩原市教育委員会 様

年 月 日

住 所	
申請者氏名 (保護者)	㊟
電話番号	

年度の就学援助費の交付を受けたいので、次のとおり必要書類を添えて申請します。

就学援助を希望する理由 (該当するものに○を付けてください。)	1 生活保護が停止され、又は廃止された。	6 国民年金の保険料が減免されている。						
	2 市町村民税が非課税である。	7 国民健康保険税が減免され、又は徴収の猶予を受けている。						
	3 市民税が減免されている。	8 児童扶養手当を受けている。						
	4 個人事業税が減免されている。	9 生活福祉資金の貸付けを受けている。						
	5 固定資産税が減免されている。							
	10 1～9には該当しないが、次の経済的理由により、児童生徒の就学が困難である。 〔 〕							
現在の住居	持家・借家 (公団・県営・市営・社宅・その他)	家賃月額 円						
援助を希望する児童・生徒氏名	学校名	学年組	児童生徒氏名	学校名	学年組	児童生徒氏名		
	学校	年 組		学校	年 組			
	学校	年 組		学校	年 組			
	学校	年 組		学校	年 組			
世帯の状況(保護者及び児童生徒を含む同一生計の家族を記入)	氏 名		児童生徒との続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先名又は学校名・学年	前年の所得の有無
	個人番号							
	1		保護者	男・女	明・大・昭・平 ・	歳		有・無
	2			男・女	明・大・昭・平 ・			有・無
	3			男・女	明・大・昭・平 ・			有・無
	4			男・女	明・大・昭・平 ・			有・無
	5			男・女	明・大・昭・平 ・			有・無
	6			男・女	明・大・昭・平 ・			有・無
7			男・女	明・大・昭・平 ・			有・無	

※住民票上の世帯に関係なく、実際に生計を一にする方全員を記入してください。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

那須塩原市教育委員会 印

就学援助費交付決定通知書

先に提出のあった就学援助費交付申請書について、審査した結果、準要保護者に認定し、次のとおり 年度就学援助費を交付することに決定したので通知します。

児童生徒氏名	学校名	学年	認定月

(注)

- ※ 諸事情により、給食停止等があったときは、給食費の金額が変更になることがあります。
- ※ 学用品費及び新入学用品費については、年度の限度額になります。
- ※ 校外活動費及び修学旅行費については、実施後の実績額に基づき、限度額内の範囲で交付します。
- ※ 学用品費、新入学用品費、校外活動費及び修学旅行費は、在學校を通じて交付します。交付する時期については、在學校へお問い合わせください。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

那須塩原市教育委員会 印

就学援助費不交付通知書

先に提出のあった就学援助費交付申請書について、審査した結果、次の理由により準要保護者の認定をしないこととしたので通知します。

理由：

様式第1号（第5条関係）

（平27教委告示23・追加）

様式第2号（第6条関係）

（平27教委告示23・追加）

様式第3号（第6条関係）

（平27教委告示23・追加）